

解体工事の県入札参加資格（H31・32年度）を希望されるみなさまへ

鳥取県県土整備部県土総務課

平成28年4月の「経営事項審査及び入札参加資格審査の申請等に係る説明会」で説明したとおり、平成31・32年度入札参加資格申請から、解体工事の申請には、解体工事の実績に加えて解体工事業の建設業許可と経営事項審査の受審が必要となります。

とび・土工工事業（経過措置）の許可・経審では申請できませんので、ご注意ください。

なお、平成31・32年度入札参加資格の当初申請受付は、県内業者は平成30年4月～平成31年1月、県外業者は平成31年2月を予定しています。

鳥取県発注工事における解体の区分

| 建設業の許可区分 | 県の発注工種 (入札参加資格) | 解体に係る工事内容の例示 |
|--------------------|--------------------|---|
| 土木一式工事 | 土木一般 | 旧橋撤去、その他大規模な土木工作物の解体 |
| 建築一式工事 | 建築解体 | 学校や3階建以上のビルなど大規模な建築物の解体 |
| 解体工事 (H28.6 新設) | 解体工事* | 平屋又は2階建であって1棟の延べ床面積が300㎡以下の建築物（棟が複数の場合も含む）、工作物又は浄化槽等の解体 *上記に該当する場合でも、難易度により土木一般又は建築解体で発注することがある。 |

*H29・30入札参加資格に限り、とび・土工の経過措置業者は、とび・土工の許可・経審でも認定